

No.	質問内容	関係書類（頁）	回答
1	取付場所を変更しても構わない、とありますが、下見の際、設置が難しいと考えられる支所がございました。設置が難しい場合、設置しないことは、想定されてますでしょうか。	仕様書 5 (2) (ウ)	想定していません。 壁掛けによる設置が難しい場合は、スタンドやテレビ台等による設置をお願いします。
2	一定程度の行政情報枠を確保すること、とありますが、一定程度とは放映時間の何割程度を想定してますでしょうか、その割合によって、納入金額が変わりますので、ご教示ください	仕様書 7 (7)	行政情報枠として、3割程度を想定してます。
3	機器等の設置に関する費用は、全て事業者負担とありますが、電源工事が必要な場合や、壁の補強工事等が必要となった場合においても、全て事業者負担となるのでしょうか。その際、提示した納入金額の減額等、協議はいただけるのでしょうか	仕様書 9 (1)	<p>機器等の設置に必要な経費については電源工事を含み、ご負担をお願いします。</p> <p>その上で入札書の納入広告料を税込で納入していただきます。</p> <p>三津浜支所については、当初の設置希望場所への設置をお願いします。別紙1-2【三津浜支所電気系統図面】の指定箇所に電源（未使用コンセント）がありますので、そこから天井裏に配線して電源を確保してください。別紙1【三津浜支所電源位置写真】別紙1-2【三津浜支所電気系統図面】参照。</p> <p>石井支所については、設置希望場所の柱のボード裏に軽鉄の下地がありますので、探知機で下地の位置を確認し、取付金具をその下地に留めて設置すれば、壁の補強工事は必要ありません。別紙2【柱へのモニター設置例】参照。</p>

No.	質 問 内 容	関係書類 (頁)	回答
4	<p>地方自治体での同様の事業の実績というのは、過去の実績でもよろしいのでしょうか。</p>	<p>募集要領 7 (5)</p>	<p>地方自治体での実績は、参加表明書提出時点で、モニターを使用した広告事業を1年以上営んでおり、かつ、地方自治体で1年以上事業を行ってれば、過去のものでも構いません。</p>
5	<p>北条支所の設置希望位置の下部に点検口がありますが、設置工事に支障はありませんでしょうか。</p>	<p>募集要領 12</p>	<p>該当の点検口の開口部はビス留めしてありますので、ビスを外して開けていただき、設置工事に支障がないか中の配管位置等を確認して、設置してください。また、点検口の前には障害になる物等を置かないようにしてください。なお、設置希望場所の壁面裏側、建物の外壁側にある配管等に影響のないように設置工事をしてください。</p>